

東駿河湾広域都市計画道路の変更（沼津市決定）

都市計画道路中3・4・12号千本香貫山線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市本字千本	沼津市下香貫字八重	沼津市西島町	約2,110m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所	
幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市中瀬町	沼津市下香貫字八重	沼津市上香貫字一ノ洞東	約2,030m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路は、都市活動に必要不可欠な都市基盤の一つであり、自動車交通利用のみならず、市街地形成機能や防災機能など、多様な機能を有し、本市の発展の一翼を担う都市施設として、これまで都市計画に定めるとともに、順次整備を推進してきた。その一方で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定以来、長期未着手となっている道路の中には、時間の経過とともに、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている道路も存在する。

本市を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画道路の必要性等について再検証した結果、都市の将来を見据え都市計画道路網を再構築するため、本案のとおり変更するものである。

変更理由

本市では、人口減少・少子高齢化の進展など、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証するため、静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドラインを踏まえ、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」を整理し、その考え方に基づき、都市計画道路網の見直しを行い、「優先性が高い路線・区間」、「一般路線・区間」、及び「計画が廃止となる路線・区間」を位置付けた「沼津市都市計画道路の整備方針」を令和元年12月に策定した。

今回、「計画が廃止となる路線・区間」に位置付けたもののうち、3・4・12号千本香貫山線の一部区間を廃止するとともに、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、3・4・12号千本香貫山線と3・5・41号香貫山線の交差点の廃止及び3・5・41号香貫山線を変更する都市計画変更を行うものである。

＜3・4・12号 千本香貫山線＞

当該路線は、東海道新幹線や東名高速道路などの産業形態及び土地利用形態に著しく影響を与える計画が具体化してきたことを背景に都市の骨格を形成するとともに、千本地区から香貫地区を経由し清水町への都市間交通を担う幹線街路として昭和36年に都市計画決定されている。

このうち、3・3・29号八重塚田線との交差部から終点までの約610m区間は、都市計画決定から時間の経過とともに求められる役割に変化が生じたこと、また、香貫地区と清水町を連絡する機能は、周辺の都市計画道路などで代替機能が確保されていることから当該区間を廃止するものである。

また、当該区間の廃止に伴い、3・5・41号香貫山線との交差点を廃止するものである。

＜3・5・41号 香貫山線＞

当該路線は、東海道新幹線や東名高速道路などの産業形態及び土地利用形態に著しく影響を与える計画が具体化してきたことを背景に都市の骨格を形成するとともに、3・4・11号西間門新谷線と3・4・12号千本香貫山線を連絡する幹線街路として昭和36年に都市計画決定されている。

今回、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、当該路線の終点を変更するものである。

また、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、当該路線との交差点を廃止するものである。

変更概要

1. 都市計画道路中3・4・12号千本香貫山線の一部区間を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更後	幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市本字千本	沼津市下香貫字八重	沼津市西島町	約2,110m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 5箇所
変更前	幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市本字千本	沼津市下香貫字外原	沼津市西島町	約3,150m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 6箇所

(上段) 変更後、(下線) 変更箇所

(下段) 変更前

2. 都市計画道路中3・5・41号香貫山線について、3・4・12号千本香貫山線の一部区間の廃止に伴い、変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更後	幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市中瀬町	沼津市下香貫字八重	沼津市上香貫字一ノ洞東	約2,030m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所
変更前	幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市中瀬町	沼津市上香貫字猿石	沼津市上香貫字一ノ洞東	約1,120m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所

(上段) 変更後、(下線) 変更箇所

(下段) 変更前

東駿河湾広域都市計画図

東駿河湾広域都市計画道路の変更
3・4・12号 千本香貫山線ほか1路線
沼津市決定

総括図

凡例
変更後区域
既決定区域
行政界



3・5・41号 香貫山線 延長約2,030m 代表幅員12m 地表式2車線
3・5・41号 香貫山線 延長約1,120m 代表幅員12m 地表式2車線

起点 沼津市中瀬町
終点 沼津市上香貫字築石

起点 沼津市中瀬町
終点 沼津市下香貫字外原

起点 沼津市下香貫字八重
終点 沼津市下香貫字八重

3・4・12号 千本香貫山線 延長約2,110m 代表幅員18m 地表式2車線
3・4・12号 千本香貫山線 延長約3,150m 代表幅員18m 地表式2車線

起点 沼津市本字千本
起点 沼津市本字千本

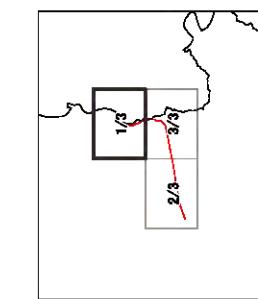
1:35,000

1:25,000



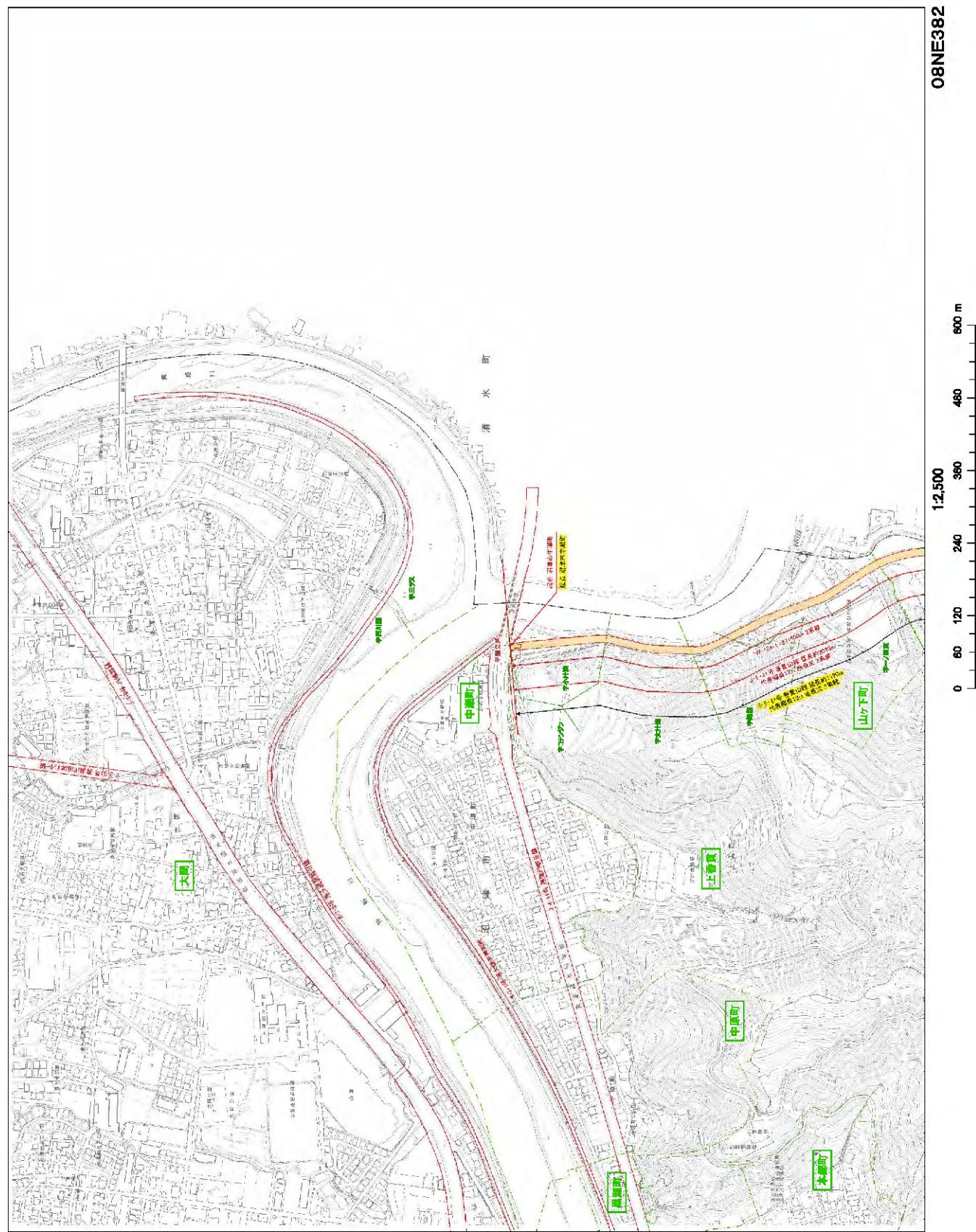
例	行政区域	土地区画整理事業区域	既決定区域	未決定区域
未決定区域	未決定区域	未決定区域	既決定区域	未決定区域
既決定区域	既決定区域	既決定区域	既決定区域	既決定区域
行政界	行政界	行政界	行政界	行政界
未決定区域	未決定区域	未決定区域	未決定区域	未決定区域

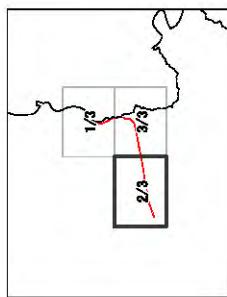
東葛河沿広域都市計画道路の整備更
34・12号 千本香貫山線ほか1路線
沼津市決定
計画図



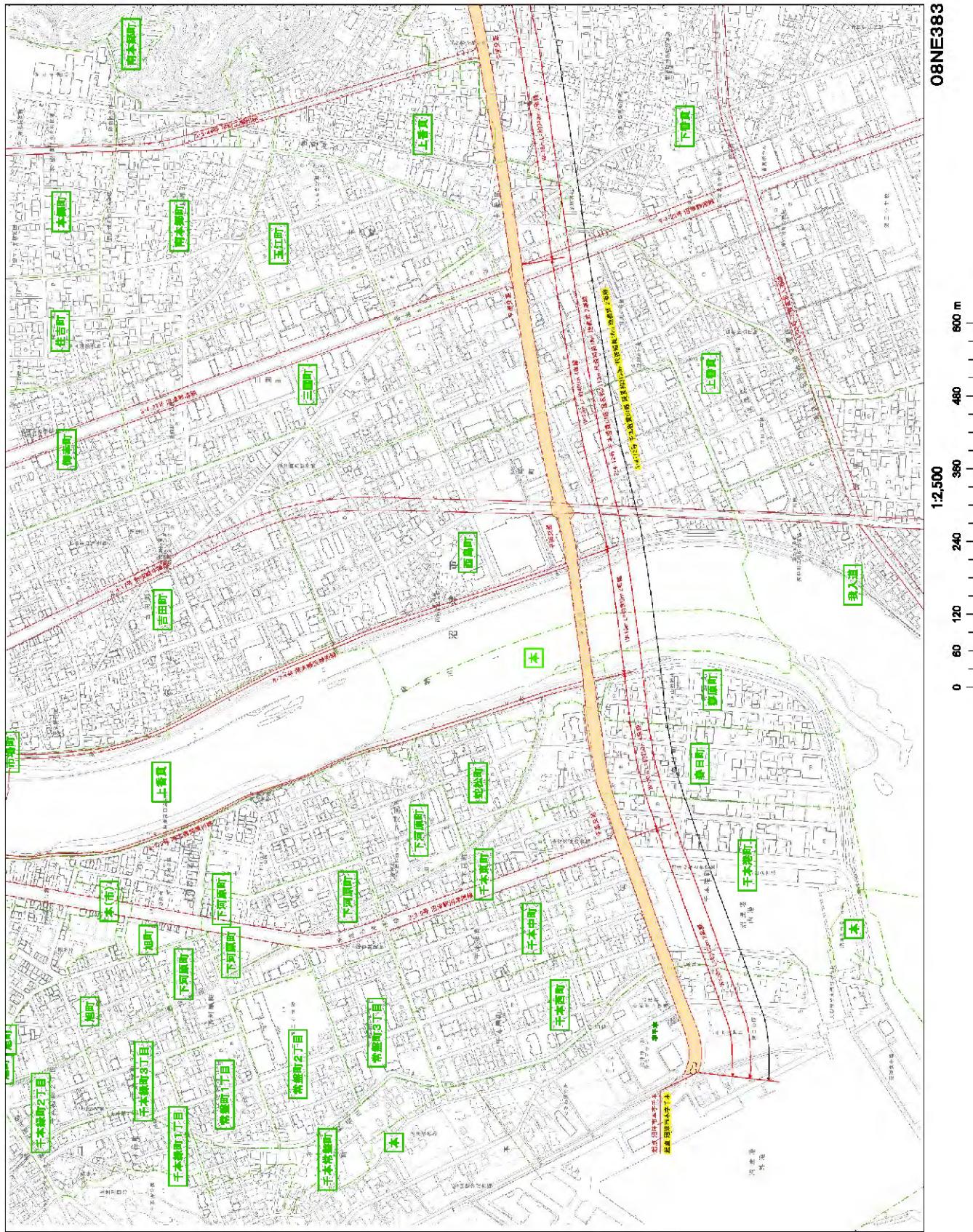
凡 例	
	既法定区域
	変更後区域
	下番号
	大字名
	小字名
	大字界
	小字界

1/3

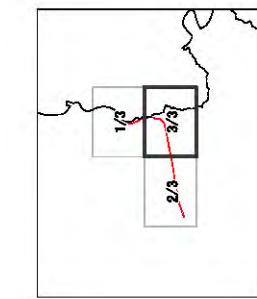




例	凡
既定区域	既定区域
更換区域	更換区域
大字名	大字名
下單	下單
手標	手標
大字界	大字界
小字界	小字界

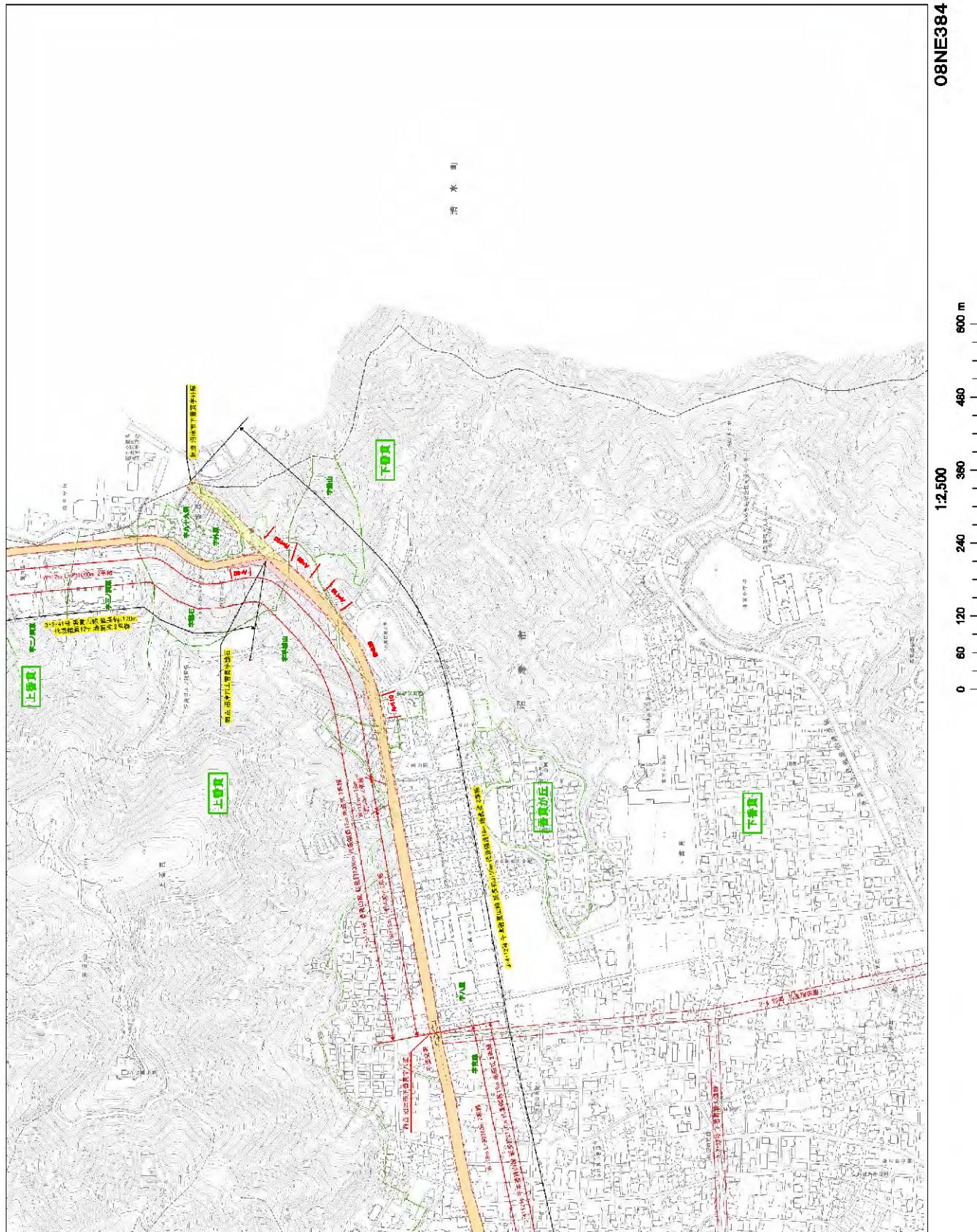


東駒河第2事業市計画道路の変更
34・12号 千本香貫山線ほか1路線
浜東市決定
計画図



凡 例	
	既法定区域
	変更後区域
	大字名
	小字名
	大字界
	小字界

3 / 3



位置図

NO.

